平成２２年（フ）第３９５号
千葉県市原市玉前220番地12
債務者　長谷川義和
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９６号
千葉県市原市玉前220番地12
債務者　長谷川美紀
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１３号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番１棟208号
債務者　宇井　喜和
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３３号
千葉県市原市君塚５丁目12番地12クワノ木ハイツ５号室
債務者　早川　和美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５９号
千葉県市原市南岩崎642番地14
債務者　内藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６７号
千葉県市原市姉崎1027番地
債務者　佐藤　岩子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７５号
千葉県八千代市大和田新田201番地２アヴェニール・ロジュマン21―104号
債務者　阿部　輝夫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７６号
千葉県八千代市大和田新田201番地２アヴェニール・ロジュマン21―104号
債務者　阿部　朋美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１１号
千葉県市川市稲荷木１丁目13番６号
債務者　舊役　一司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
静岡県田方郡函南町柏谷717番地の21
債務者　甲斐　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
静岡県沼津市吉田町14番15号　神部ハイツ306号
債務者　藤井　寿一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３８５２号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟109号
債務者　坂口　文代（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９９０号
愛知県あま市中萱津親牧23番地の１　アベニュー萱津303号、開始決定時の住所表示愛知県海部郡甚目寺町大字中萱津字親牧23番地の１　アベニュー萱津303号
債務者　宮崎紀久子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４２号
愛知県尾張旭市晴丘町東247番地　ファミール晴丘Ａ―101
債務者　赤田　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６５号
愛知県春日井市不二ガ丘１丁目67番地２カーサビアンカ403号
債務者　大沢　恒博
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６４号
名古屋市西区中小田井２丁目220番地の１宣明マンション201号
債務者　植木　春子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８号
愛知県安城市今池町２丁目１番１号　コープ野村Ｄ―406
債務者　若狭　一彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係